

藤枝市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数等を定める条例（平成27年藤枝市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項」を「第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項」に改める。

第 4 条第 2 項中「地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第 2 2 条第 3 項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらに係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第 1 号被保険者若しくは第 2 号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い、又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市が適当と認める者により構成されるものをいう。）」を「藤枝市介護保険条例（平成12年藤枝市条例第11号）第 2 4 条第 1 項の介護・福祉ぷらん 2 1 推進協議会」に改める。

第 5 条第 1 項第 3 号中「1 4 0 条の 6 8 第 1 項」を「第 1 4 0 条の 6 8 第 1 項第 1 号」に、「終了」を「修了」に改め、「した者」の次に「であって、その修了の日から起算して 5 年を経過しないもの又は当該研修若しくは同項第 2 号の主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに同号の主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 1 のセンターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 6, 0 0 0 人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として、前項の規定による員数に、当該第 1 号被保険者の数のうち 6, 0 0 0 人以上の部分につき第 1 項各号に掲げる者のうちから 1 人を加えた員数とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成 2 5 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の第 5 条第 1 項第 3 号の規定の適用については、同号の規定中「当該研修若しくは同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに」とあるのは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成 2 3 年度までに修了した者	平成 3 1 年 3 月 3 1 日までに及び同日以降 5 年を超えない期間ごとに
平成 2 4 年度及び平成 2 5 年度に修了した者	平成 3 2 年 3 月 3 1 日までに及び同日以降 5 年を超えない期間ごとに